

令和7年9月12日

他市からの受託児童に係る副食費の過誤徴収について

この度、他市からの受託児童に係る保育園等の副食費について、過誤徴収が判明いたしました。

関係者の皆様には多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、同様のことが発生しないよう再発防止に努めてまいります。

記

1 概要

他市から受託されている児童6人の公立保育園及び認定こども園の副食費について、免除対象のため徴収が必要ないにも関わらず、令和6年度及び令和7年度4月から8月分まで（合計329,000円）徴収を行ってしまっておりました。

2 対応

対象者の皆様に状況を説明の上、謝罪いたしました。副食費につきましては、速やかに還付いたします。

3 原因

職員の処理方法の認識不足

4 再発防止策

副食費徴収業務の各プロセスにおける複数職員による確認の徹底